平成２９年（フ）第１２８８号
名古屋市中川区中野新町５丁目10番地の１
債務者　神野由美子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市南畝３丁目２番５号　メゾンクレイトンＡ102
債務者　奥田　香織
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２９年（フ）第１５５号
茨城県水戸市笠原町1675番地の５　ハイツベネトン２－２号
債務者　林　　賢一
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
水戸地方裁判所
平成２９年（フ）第２３０号
茨城県常陸太田市西宮町1296番地の２
債務者　平根　良子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
水戸地方裁判所
平成２９年（フ）第１１２８号
さいたま市見沼区東大宮６丁目37番地４201
債務者　新井美千代（旧姓須郷）
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第２６３号
埼玉県行田市長野２丁目13番24号　グランドハイツＢ102、旧住所埼玉県行田市本丸９番41号　エルディム本丸103
債務者　宮川三記子
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２９年（フ）第２６７号
埼玉県比企郡小川町大字能増213番地４
債務者　小林　静江
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２９年（フ）第１５４０号
札幌市西区八軒２条西２丁目７番19号　トシコート八軒202号
債務者　齊藤　涼子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１６２６号
札幌市中央区北１条東２丁目４番地６　プレールメゾン103号
債務者　林　　由香（旧姓長濵）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１６４９号
札幌市厚別区厚別町上野幌686番地56　シャトーポルテ210号
債務者　小笠原あけみ
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１６６７号
札幌市北区新琴似11条１丁目４番８号
債務者　伊藤　康子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１７０４号
札幌市西区二十四軒４条４丁目１番20号　ＨＨ24軒205号
債務者　板東　政一
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１５２号
釧路市南大通８丁目１番16号
債務者　倉坂奈津子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
釧路地方裁判所
平成２９年（フ）第１１号
北海道網走市字潮見263番地の43コーポミレーナ１－３、旧住所北海道北見市西富町３丁目10番12号コーポオリオン102号
債務者　宮本　千春
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係
平成２９年（フ）第７６号
山形県米沢市太田町５丁目1668番地の６　吉野ハイツ201号室、前住所山形県米沢市杉の目町2976番地の５　グレイスビクトリーⅡ－103号室
債務者　横山　幸恵
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
山形地方裁判所米沢支部
平成２９年（フ）第１１０２号
さいたま市南区大字大谷口1815番地　ボヌール明花205号室、旧住所さいたま市南区大字大谷口5413番地　６棟103号
債務者　鈴木　良子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２９年（フ）第１２０５号
埼玉県朝霞市膝折町１丁目４番41号　ヴィラタナカ105
債務者　横田　桂子（旧姓川名・小杉）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係